

共に支えあう

福祉のまちづくりをめざして

会長 渡辺 邦夫



私は、この度の社会福祉協議会役員改選に伴い、理事の皆様のご推挙とご賛同を賜りまして、引き続き会長という要職を拝命いたしました。

これまでの経験を踏まえ、地域福祉の更なる充実と発展のために、その職責を全うするよう努めてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本年4月から、改正社会福祉法が本格的に施行され、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等の制度改革がなされ、社会福祉法人には更なる役割と責任が求められることとなりました。

一方、私達が暮らす地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化や人のつながりの希薄化の進展、高齢の方の孤立化や子どもの貧困、多重問題に苦しむ世帯の増加等、既存の制度や枠組みでは対応困難な課題が広がっています。

このような状況の中、幸手市社協としましては、地域の皆様や行政、関係機関との連携はもちろんのこと、社協自身が民間団体としての柔軟性を活かし、これまで以上に外に出向いて、たくさんの方とお話ししながら、地域福祉のネットワークの中で存在感を高めていかなければならないと考えております。今後も皆様と共に、様々な地域課題に取り組んで参りますので、更なるご支援、ご協力を心からお願ひ申し上げます。会長就任のごあいさつといたします。

改正社会福祉法への対応

改正法のポイント

- ・ 経営組織のガバナンスの強化
- ・ 事業運営の透明性の向上
- ・ 財務規律の強化
- ・ 地域における公益的な取組を実施する責務
- ・ 行政の関与の在り方

主な改正内容

評議員

- ・ 位置付け：法人運営の重要事項の議決機関
- ・ 員数：7名以上20名以内（改正前：35名）
- ・ 選任方法：評議員選任・解任委員会が選任
- ・ 任期：4年（定時評議員会終結のときまで）
- ・ 報酬：月額3,000円 ※ 会議出席ごと

理事

- ・ 位置付け：法人業務執行の決定機関
- ・ 員数：6名以上10名以内（改正前：15名）
- ・ 選任方法：評議員会の決議
- ・ 任期：2年（定時評議員会終結のときまで）
- ・ 報酬：月額5,000円 ※ 会議出席ごと

監事

- ・ 員数：2名（改正前：2名）
- ・ 選任方法、任期、報酬：理事と同じ

新理事・監事の紹介

社会福祉法の改正に伴い理事及び監事が改選されました。新たに選任されました皆さんをご紹介します。

（平成29年6月20日現在）

◆理事（10名）◆監事（2名）

任期 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

※ 敬称略

役職名	氏名	選出区分
会長	渡辺 邦夫	行政
副会長	木村 信隆	自治連合会
理事	吉川 一男	民児協
〃	野尻 国雄	ボランティア
〃	高橋あや子	連合婦人会
〃	秋谷 清	社会福祉団体
〃	荒木 英明	社会福祉施設
〃	梨本 松男	商工会
〃	中尾 浩通	教育関係者
常務理事	成田 博	行政
監事	松澤美貴子	知識経験者
〃	藤沼 誠一	〃